

EUにおける「島嶼地域」と「島嶼性」概念の形成（２）—POSEI・超周縁性地域・島嶼性概念の法制化をめぐる

‘Insular Regions’ and the Concept of ‘Insularity’ of the European Union（２）:POSEI, RUP and Legalization of the Insularity

長谷川 秀樹

HASEGAWA, Hideki

はじめに

昨年度につづき本稿は、ヨーロッパ共同体（以下 EC と記す）ならびにヨーロッパ連合（以下 EU と記す）とその加盟国にある「島嶼地域」との関係について考察するものである。昨年度の（１）は前編にあたるもので、ローマ条約締結時からマーストリヒト体制までの主にフランス、オランダ（原加盟国）、イギリス、デンマーク（第一次拡大）、スペイン、ポルトガル（第三次拡大）にある島嶼地域が、EC にどのような形で加盟国（の大陸地域）とともに加わってきたのかについて論じた。前稿をごく簡単に顧みるならば、EC 関税同盟や共通政策適用となる海外島嶼地域（仏海外県、スペインおよびポルトガル大西洋島嶼地域）もあれば、欧州にありながら EC に加わらなかった英王室属領（チャンネル諸島およびマン島）、フェロー諸島（デンマーク）のような島嶼地域もあれば、一旦 EC に加盟しながらそののち住民投票の結果離脱したグリーンランド（デンマーク）のような地域もあるということであった。前編は EC 加盟の有無という観点から島嶼地域との関係を論じ、各加盟国における島嶼地域が大陸地域と同様に共通政策や関税同盟に加わるか否かというのは単に欧州大陸から相当に離れた「超周縁(英 Outermost, 仏 *ultrapériphérique*)」、すなわち海外にあるか否かという遠隔性によるのではなく、過去の歴史的経緯や近年の民主化の結果島嶼地域が獲得した「自治権(英 *autonomy*, 仏 *autonomie*)」にある、ということを明らかにした。

後編にあたる本稿では、EC そして現在の EU に加盟適用されている島嶼地域がどのように特別な地位と関係を構築し、それがのちにどのような形で EU における「島嶼性(英 *insularity*, 仏 *insularité*)」へとつながっているのかという内容の部分に焦点を充てたい。

第 1 章 POSEI について

POSEI とは、「離島特別選択プログラム (Programme d'options spéciales à l'éloignement et l'insularité)」のことで、1989 年にフランス海外県島嶼地域（以下「仏海外県」）、1991 年にスペイン領カナリア諸島、ポルトガル領アゾレス諸島・マデイラ島がその対象となった。POSEI は成立当時 5 年間の時限的措置であったが、当初見込まれた「効果」が十分に見られない場合は欧州閣僚理事会・委員会の決定により延長も可能とされていたことから、2019 年時点も形を変えながら存続している。一方、対象地域は、2009 年、アフリカ大陸東岸沖のコモロ諸島東端にある仏領マヨットが「海外県」に昇格したことにより、2014 年から

POSEI の対象に加えられた一例があるのみで、大きな変化はない。

1) 仏海外県について

フランス海外県とは、2019 年現在、インド洋のレユニオンおよびマヨット、カリブ海のマルティニークおよびグアドループ、南米大陸の仏領ギアナの 5 地域をさす。フランスは現在もなおインド洋、南太平洋、カリブ海等に自国領土を擁するが、これらすべてが海外県ではなく、南太平洋のニューカレドニアや、タヒチ島を含む仏領ポリネシアなどはこれに該当しない。海外フランス領土の面積は 12 万 km²¹ を超え、日本国土の 3 分の 1、フランス共和国総面積の 2 割近く、人口は約 270 万人でフランス総人口の約 4% を占めるが、海外県面積は約 9 万 km² (北海道面積の 1.1 倍)、人口は約 190 万人 (仏総人口の約 3%) である。

海外県制度は 1944 年、フランスが解放され、第 4 共和制が発足した際に、脱植民地化政策の一環として成立した。フランスは英国に次ぐ植民地帝国であったが、本国一植民地の関係をあらため、「フランス連合」という上位組織のもと、新生フランス共和国とアフリカを中心とする「海外領土」に改組された。このとき「海外領土」にはならなかった海外地域にフランス内国と同等の地方行政制度が置かれたのが海外県で、海外県は地理的には欧州域外の「海外」とされながらも、海外領土ではなく、「フランス共和国」の側に組み入れられたのである。ただし、通貨は仏本国でのフランス・フランではなく、旧植民地で戦後導入された CFA フランが使用されていた。

2) 仏海外県とヨーロッパ共同体

EC に先立つ EEC (ヨーロッパ経済共同体) を設立するローマ条約 (1957 年) 第 227 条第 2 項の規定で、EEC の物流・農業政策および特定農産品セーフガード措置、サービスの自由、競争原則など根幹的な諸措置が、フランスを含む原加盟国における条約発効と同時に、フランス海外県にも適用された。つまり、関税同盟に原則、統合されることになった。これに対しフランス海外領土を含む原加盟国の海外地域は、同条約の第 131~136 条の規定により、関税同盟には統合されず (第 133 条)、EEC と APC 諸国 (EEC 加盟国の旧植民地であったアフリカ・太平洋・カリブ海諸国) との関係に同様の特恵的「連合」協定 (第 132 条) となった。この結果、フランス海外島嶼地域は、海外県が関税同盟、ニューカレドニアや仏領ポリネシアなど当時の「海外領土」は連合協定と、EEC 関係において二分されることとなった。

ローマ条約発効から 1980 年代にかけては、フランス海外島嶼地域と EEC との関係の二重性はさほど問題にはならなかった。だが、1980 年代になり、ヨーロッパ共同体における海外県の問題や懸念事項が現地からもフランス政府からもヨーロッパレベルからも出され

¹ この数値にはフランスが領有を宣言しつつも、南極条約により主権の行使や排他的な経済活動が凍結されている南極アデリーランド (日本国土の 1.2 倍に相当する面積 43.2 万 km²) は含まない。

るようになる。ヨーロッパレベルの危惧ないし懸念事項とは、大きく分けて、i)1986年の「単一欧州議定書」に唱われている今後の欧州が目指すべき方向性と仏海外県の当時の状況との乖離、ii)デンマーク領グリーンランドのEC離脱の影響、である。フランス側からはiii)海洋入市関税(octroi de mer)など海外県にのみ優遇する税制や国庫助成金と、ECの競争原則や来るべき税制調和政策との整合性、iv)仏本国-海外間の電信・電話・郵政、航空および海運（貨物輸送）の優遇料金制度と欧州共通市場形成との整合性、が懸念された。一方、現地海外県からは、v)経済的停滞・第一次産業を中心とする産業の不振状況、vi)欧州からの超遠隔性や自然災害の被害が大きいことなどの人為的には克服し難い制約について指摘された。

第1節、POSEIに至る経緯

1) 単一欧州議定書に対する懸念

表1：1985年時点のEC地域別一人当たり名目GDP値（EC平均=100）下位地域群

順位・地域名（国名）	GDP/C値	順位・地域名（国名）	GDP/C値
1 仏領ギアナ（仏）	35	7 アルガルヴェ（葡）	45
2 グアドループ（仏）	38	8 セウタ・メリリャ（西）	47
3 レユニオン（仏）	39	9 イピロス（希）	47
4 ノルテ（葡）	41	10 エーゲ海諸島群（希）	49
5 アレンテージョ（葡）	44	11 マルティニーク（仏）	49
6 トラキア（希）	44	12 エストレマドゥーラ（西）	50

Eurostat(1989), *Regions: Statistical Yearbook*, pp.2-9 を参照し筆者作成。

単一欧州議定書とは、ECを単なる関税同盟や共通諸政策の対象とするのみでなく、より経済的な統合、単一通貨・金融政策の導入準備、そして政治分野での統合を図るため、従前のローマ条約他欧州共同体関連条約を大幅に刷新するものである。この議定書について海外県の観点からEC側が最も懸念したのは、第5章に新設された「経済社会的結束（英 Economic and social cohesion, 仏 Cohésion économique et sociale）」の理念である。議定書第23条では、「〔欧州経済〕共同体全体の調和ある発展を促進するため、共同体はその経済社会的結束を強化する事業を進め、継続するものとする。とりわけ共同体は多様な地域間格差ならびに不利な状況にある諸地域の遅滞性を減ずることを目的とする」²とあり、すなわち、①EC加盟国の地域間格差の是正、②経済的に立ち遅れた地域への支援、が経済社会的結束の理念であると言える。そして第23条では、経済社会的結束のために①EC加盟国間政策調整と②EC共通政策化・統合市場化が必要であること、①②の事例として欧州地域

² 欧州議定書第23条の規定により修正された欧州経済共同体条約（旧ローマ条約）新設の第130A条。

開発基金（ERDF/FEDER）等各種基金の新設や運用についても規定されており³、「不利な状況にある（英 less favoured,仏 moins favorisé）」地域への支援施策が単にその地域が所属する加盟国だけでなく、ECの「地域政策」としても行うことを規定している。旧ローマ（EEC）条約第 227-2 条の規定から、仏海外県島嶼地域はかかる EC 地域政策の対象となる。当時の EC 加盟国の中であって仏海外県は加盟したばかり南欧諸国やギリシャおよびアイルランドの周縁地域と比較しても経済的にかなり立ち遅れていた。

2) グリーンランド離脱の影響—相対的に大きい統合欧州における島嶼地域のプレゼンス

もう一つ、EC 当局関係者が抱いていた懸念は、グリーンランドの EC からの離脱プロセスが他の地域に波及することで、欧州統合がモザイク状となり、市場統合の効果が損なわれることであった。グリーンランドとはデンマーク領でカナダ北西部に位置する日本の国土面積の 6 倍にもなる世界最大の島嶼である。その離脱プロセスは前稿にて詳述しているが、大まかな時系列的経過で言えば、1979 年デンマーク政府によるグリーンランド自治権付与、1982 年住民投票によるグリーンランドの EC 離脱と、デンマーク政府と EC との離脱交渉開始、1985 年デンマークの EC 加盟条約の修正によるグリーンランドの EC 離脱完了までのプロセスを指す。自治権の保持や EC 統合による自治権の形骸化、漁業やその他の特権にとまなう利益が毀損されることへの懸念から、英国が EC に加盟する際にも王室属領（crown dependency）である英仏海峡のチャンネル諸島やアイリッシュ海峡のマン島、デンマークのフェロー諸島等が住民投票の結果、EC には当初から加わらなかったケースもあり⁴、仮に仏海外県島嶼地域にも自治権が付与された場合、これらも自治権の保持や経済的権益を盾に EC から離脱するのではないか、そしてこれを認めた場合、「海外」でありながら仏海外県と同様に関税同盟や共通政策が適用されているスペイン領カナリア諸島やポルトガル領マデイラ島・アゾレス諸島にも同様の動きが起これば、今後 EU への加盟を申請するも自治権を有するオーランド諸島を抱えるフィンランドの加盟にも悪影響を及ぼすほか、コルシカ島やサルデーニャ島、シチリア島等これまで EC の中で何ら特別な地位を得てこなかった地中海島嶼地域から特権や離脱を要求する可能性もあり⁵、EU/EC において面積・人

³ 同第 130B～E 条。

⁴ これら島嶼地域は「海外領土（英 overseas territories、仏 PTOM）」でないため、仏旧海外領土（ニューカレドニア等）、蘭領アンティル諸島、グリーンランド等などがローマ条約以降の規定により EC や EEC、そして現在の EU との間で締結している連合協定も適用されていない。

⁵ 1993 年にはコルシカ島では仏海外県で 1989 年に認められた POSEI（本文後述）をコルシカにも適用することを求める運動を起こしているほか、隣接するイタリア領サルデーニャ島、スペイン領バレアレス諸島との POSEI の地中海島嶼地域適用を目的とした対欧州連携組織 IMEDOC を 1995 年設立している。Le Monde 紙 1993 年 8 月 13 日付記事（« La Corse sans Etat L'île, qui doit recevoir en septembre MM. Mitterrand, Balladur et Pasqua est en proie à une dangereuse spirale criminelle »）Les Echos 紙 1996 年 6 月 28 日付記事（« Zone franche :tension en Corse»）La Croix 紙 2000 年 6 月 24 日付記事（« La Corse joue enfin la coopération »）L'Express 誌 1996 年 7 月 25 日付記事（« Et si la Corse était indépendante...»）

口ともに大きい比重のある地中海島嶼地域が万一離脱したり⁶、共通諸政策の適用対象外となると統合そのものが致命的となりかねない。つまり、仏海外県の統合が失敗となると、統合欧州における相対的に大きいプレゼンスを有する島嶼地域全体の統合問題に波及しかねない。

3) フランス側および現地側の懸念

フランス政府は、海外県に認めてきた海洋入市関税と通信運輸政策が、単一欧州議定書の発効により欧州の競争原理に反するとみなされることに強い懸念を抱いていた。海洋入市関税とは、仏海外県にある仏税関当局に域外から海外県領内に搬入される物品に対して徴税するもので、徴税権自体は仏関税当局にあるが、対象品目並びに税率は海外州会 (conseil régional d'outre-mer)⁷が定め⁸、徴収した関税は海外県各公共団体 (海外州、海外県および市町村) の財源に充当される。これらは域内産業の保護、価格の安定 (物価抑制)、海外県島嶼地域における地方公共団体の財源確保が目的である。コルベール時代の17世紀に導入された大変古い税制であるが⁹、欧州関税同盟の理念に反しているのではないかという指摘が以前から仏国内外からあった。一方、上述の目的からこの関税が維持されているため¹⁰、直ちにこれを撤廃することは現地の産業や日常生活に多大な影響を及ぼすこと

⁶ 地中海最大のシチリア島は人口約500万人であり、現EU28か国と比較すると18番目のフィンランドに次ぎ、19番目のアイルランドよりも多い。またGDP (名目値) は8,810億ユーロ (2016年) でEU28か国と比較した場合、第18位のハンガリーに次ぎ、第19位のスロヴァキアよりも大きい。地中海島嶼地域すべてを総合した場合 (独立国のマルタとキプロスは含まない)、人口は約940万人、GDPは約1兆9,000億ユーロとなり、人口では第14位のハンガリーに次ぎ、第15位のオーストリアよりも多くなり、GDPでは第13位のフィンランドに次ぎ、第14位のポルトガルよりも大きくなる。

⁷ 1982年以降、海外県に設置されている地方公共団体で、海外県在住有権者により選出される州会、仏内務省より任命される海外州知事 (多くは海外県知事と兼任)、州行政府からなる。海外県は域内行政を担当するのに対し、海外州はフランス政府やEC/EUなど域外上位組織との関係業務を担当する。なお、マルティニクと仏領ギアナについては、2015年に海外県及び県会と海外州および州会を統合し、「単一地方公共団体 (collectivité territoriale unique、マルティニクCTM、仏領ギアナCTG)」となり、海洋入市関税に関する権限もこちらに移されている。また2011年に海外県に昇格したマヨット県には州は置かれていないが、州の権限はマヨット海外県が有している。

⁸ レユニオン島の場合、(仏本国や他の海外県を含む) 島外から移入された農水産物、日用品などに平均4%程度課税される。一方、コメなど現地食生活に不可欠かつ現地生産が不可能な品目については課税されない (仏関税当局レユニオン支局のウェブ参照 <https://www.douane.gouv.fr/fiche/octroi-de-mer-la-reunion>)

⁹ 仏上院報告書 Roland du LUART, *Rapport fat au nom de la commission des Finances, du contrôle budgétaire et des comptes économiques de la Nation sur le projet de loi, adopté par l'assemblée nationale, après déclaration d'urgence relatif à l'octroi de mer*, Rapport No.357 Sénat session ordinaire de 2003-2004, Annexe au procès-verbal de la séance du 16 juin 2004, p.10,

¹⁰ 2000年における関税徴収額は、グアドループ1.17億ユーロ、仏領ギアナ0.70億ユーロ、マルティニク1.33億ユーロ、レユニオン1.83億ユーロ (仏上院報告書、p.23)。またこの財源は海外州と市町村に配分され、海外県には配分されないが、平均して海外州歳入額の1~4割、市町村歳入額の1~8割を占める

が危惧されていた。

通信運輸政策についても懸念が及んだ。海外県以外のフランス海外地域を含め、フランスは同距離の国際電話や郵便料金に比して破格の廉価で海外フランスへの通信料金を設定してきた経緯がある。固定電話と郵政はフランスでは長らく PTT と呼ばれる国有公社が独占していたが、その国内通話料金は一律に距離で算出されていたものの、仏本国から海外県各地の通話もまた国内長距離（200km 以上は一律の遠距離料金となる）の扱いで、例えばパリから海外県各地への通話料金は、1980 年代では欧州の隣国並みであった。郵便料金についても海外県は長らく北アフリカへの国際郵便とほぼ同額に扱われてきており、現在もなおこの制度は維持されている。

第2節 POSEI の内容

POSEI は、欧州閣僚理事会により 1989 年に仏海外県（POSEIDOM）を、1991 年にポルトガルのマデイラ島・アゾレス諸島（POSEIMA）、スペインのカナリア諸島（POSEICan）を対象とすることに決定され、具体的には閣僚理事会の規則により実施されることとなった（仏海外県 1991 年、他は 1992 年）。当規則は時限的なもので、事後評価ならびに規則の更新・継続判断は EU 委員会によって行われることとなっていたが、数度規則は延長・更新され、農業・食品供給分野から保税、漁業、工業製品にまで対象が広げられる。2006 年までは POSEIDOM、POSEIMA、POSEICan は別々の規則により行われてきたが、以降は超周縁地域政策の一つとして一規則に統合され、2020 年現在は 2013 年規則が効力を有しており、POSEI 制度は当初とは内容が変わっている部分はあるものの、理念の骨子は変わっていない。

1) 供給特別体制（RSA）

POSEI は超周縁地域を EU 共通農業政策（CAP）に統合しつつも、幾つかの領域について特別措置を講ずる。大きくは、①食品の物価抑制策と②現地特有の農産物の高品質商品化の支援である。また、共通漁業政策（CFP）や共通商業政策（CCP）とも同様の関係を構築するものであるが、その中核はやはり CAP にあると考えられる。

POSEI の CAP 上の特別措置は、仏語で RSA と称される特別供給体制、*Régime spécifique d'approvisionnement*、英 *Specific Supply Arrangement*）である。これは EU 大陸地域に比して相対的に高いと言われる POSEI 島嶼地域の農畜産物価格を低減するための措置である。

仏海外県や大西洋島嶼地域は島民の生活に必要な食品をはじめとする物資の多くを島外に依存する。そしてその多くが関税同盟領域である EU 大陸地域からの輸送よりも EU 以外のアフリカやラテンアメリカ諸国からの輸入に頼る。POSEI 地域は EU 関税領域に統合されているため、EU 大陸地域からの食品や農産物輸送には関税はかからないが、長距離輸送

（同、pp.24-25）。

のため追加コストが大きく、関税がかかったとしても近隣の EU 域外から輸入したほうが結果的に安い品目も多い（特にコメやトウモロコシ等の穀物、肉類や鶏卵、乳製品等）。だが、相対的に安価とは言え、上述の通り、POSEI 地域の食品物価は欧州大陸よりも高く、域外輸入品に関税が加わるとさらなる物価高騰になり、EU の中で極めて経済水準の低い地域住民の生活がより一層苦しくなりかねない。

これを特例により回避し、さらに当該地域への安定的食品・農産物供給を図るとというのが RSA の目的である。

①農畜産物輸入関税の撤廃

RSA は、加盟国（2013 年までは EU 委員会）が超周縁 7 地域毎に各農畜産物の年間需要予測均衡表（仏 Bilan prévisionnel d'approvisionnement, Forecast supply balance）を立て¹¹、そこから需要量、価格、品質を定め、これを保障するため、EU 外の第三国からの輸入に対しては関税を免除し（ただしその範囲は、需要予測均衡表に定められている量までである¹²）、需要に供給が追いつかない場合があれば EU 市場の公的貯蔵から出動させる措置である¹³。また EC 委員会は現地小売価格の監視を行い、当初の予測した価格低減効果が見られない場合、さらなる搬入を続ける¹⁴。

特別供給体制の対象となる農畜産物は、当初、地域ごとに決められ、またその種類もかぎられていたが、規則を更新するたびにその対象品目が拡大され、現在は TFEU 条約の付表 I に掲示されている 100 品目以上に及ぶ。ただしそのすべてが特別供給体制の対象となるのではなく、対象品目は加盟国が調査により決定する。

②畜産および畜産品に対する特例措置

また、超周縁地域における畜産業の活性化と食肉・鶏卵・乳製品等の価格低減を目的とした措置が採られる。

i) EU 大陸地域からの家畜・家禽生体輸送に対する補助金交付

現地での繁殖を目的とした家畜生体（牛、豚、ヤギ、羊、ウサギ、雛鳥、鶏卵等¹⁵）の輸

¹¹ 欧州閣僚理事会規則第 3763-91 号第 2 条 1（EU 官報 L356、1991 年 12 月 24 日、p.2）、第 1600-92 号第 2 条（同 L173、1992 年 6 月 27 日、p.3）、第 1601-92 号第 2 条（前掲書、p.14）。

¹² 規則第 3763-91 号第 2 条 2（L356,p.2）、第 1600-92 号第 3 条 1（L173,p.3）第 1601-92 号第 3 条 1（前掲書 p.15）

¹³ 規則第 3763-91 号第 2 条 1(L356,p.2)、第 1600-92 号第 3 条 2（L173,p.3）、第 1601-92 号第 2 条（前掲書 p.15）

¹⁴ 規則第 3763-91 号第 2 条 3(L356, p.3)。また、海外県に一旦搬入された穀物及びその加工品を EC 大陸市場や近隣非加盟国に再送することはできない（同規則第 2 条 5(前掲書 p.3)）。

¹⁵ 仏海外県は種馬を含み、アゾレス・マデイラは種ウサギを含まない（規則第 3763-91 号第 4 条 1 d（前掲書 p.4）、規則第 1600-92 号第 4 条 1（L173,p.3)）。

送に対し補助金が交付される¹⁶。補助金の頭当たりの交付額や交付条件については、均衡表での消費需要、欧州大陸から 7 地域への家畜輸送コスト、欧州市場もしくは世界市場での価格を考慮し欧州委員会が決定する。なお、補助金は輸送業者に交付される¹⁷。

なかでも牛肉並びに牛乳製品生産については、より特別な措置が図られる。牛肉生産のために域内で一定体重以上の雄牛を肥育する場合、欧州全体で当時交付されていた肥育特別補助金にさらに加算措置（1 頭あたり 40 エキュー¹⁸）が必要予測均衡表で定められた牛肉需要上限量の範囲内で取られる¹⁹。授乳用牝牛の維持についても同様の措置が特別に取られる。

ii) コメ

また、コメ生産については、南米のギアナ海外県の産地化を目的とした措置も採られる。これは、インド洋レユニオン海外県は比較的容易にマダガスカルや東南アジア諸国産米を輸入できるため、さほどその価格は高騰しないものの、カリブ海のグアドルップ、マルティニック両海外県は近隣に米産国がなく、遠方からコメを輸入せざるを得ず、その物価は極めて高かった。このことから、同じ海外県で気候や地形的条件から米作に適しているギアナのコメ産地化が EC により行われた。1991 年から 96 年までの 5 年間、ギアナに対する生産補助金（ha あたり）²⁰、およびマルティニック、グアドルップ両海外県にはギアナ産米の消費・加工補助金（購入額の 10%）²¹が EC により交付される。

③家畜生体、精肉品、生乳品に対する特別措置

畜産業の発展には時間を要することから、仏海外県とマデイラにおいては、現地牛肉消費需要量を十分賄うにいたるまでは、域内肥育を目的に、第三国に生まれた子牛（雄牛）の輸入に対する関税措置を免ずる措置をとっている²²。同じ子牛の EU 市場からの輸送については、特別補助金が交付される²³。また、2006 年までの POSEI 第 2 期においては、雄牛肥育特別加算金、授乳用牝牛維持特別加算金、屠殺特別加算金、乳牛維持特別加算金、チーズ長期保存特別加算金（アゾレス諸島のみ）、牛乳生産特別補助金（マデイラ島のみ）な

¹⁶ 規則第 3763-91 号、第 1600-92 号、第 1601-92 号のそれぞれ第 4 条 1（L356,p.4,L173,p.3,p.15）。

¹⁷ 規則第 3763-91 号、第 1600-92 号、第 1601-92 号のそれぞれ第 4 条 2 および 3（前掲書、前掲頁）。

¹⁸ 当時の仏フラン換算で 262.38 フラン。当時の 1 フランは約 24 円に相当。

¹⁹ 規則第 3763-91 号第 5 条 1）（L356,p.4）、第 1600-91 号第 14 条 2 及び第 24 条 1、第 1602-91 号第 10 条 2（L173,p.6,8,17）。

²⁰ 同規則第 3 条 2（前掲書、前掲頁）。

²¹ 同規則第 3 条 3（前掲書、前掲頁）。なお、ギアナのコメ生産者が農事法人や組合である場合は、補助金額比率は 13%となる。

²² 同規則第 228-2013 号第 27 条第 1 項。

²³ 同規則第 1542-2001 号第 6 条第 1 項および第 1543-2001 号第 4 条第 1 項、第 12 条第 1 項 b)、ただし、2006 年までの措置。

どがあった²⁴。2000 年以降は、EU 市場内で決められている牛乳生産抑制措置が免除され、かつ域内需要にこたえるため、EU 産粉乳の還元による長期保存牛乳生産（島内消費に限定）も特別に認められている²⁵。

④ 検疫措置の特例

RSA の効果的運営のために、検疫制度にも特例がなされている。特定農産物や家畜生体・畜産品の特定第三国から仏海外県もしくは大西洋島嶼地域への輸入の動植物検疫については、加盟国において作成され、欧州委員会により承認を受けた病害虫予防・撲滅計画に沿って実施される。EU は各国の計画の実施の際、その費用の 75%までを出資することができる²⁶。

⑤ EU による MFPAL（現地農水産品支援措置）

海外県・大西洋島嶼地域は特定農畜産品による経済的依拠が大きい。だが、欧州市場への遠隔性や輸送コスト、島民・現地政府だけでの欧州市場における販路開拓の困難さ、欧州市民の当該地域産特産品に対する知識不足、などもあり、欧州統合の恩恵を享受できていなかった。これら地域の特産品は、熱帯性果実・蔬菜や（バナナ、パイナップル、マンゴー、パパイヤ、パーム芯など）サトウキビ関連（黒糖、ラム酒）のものが多いが、レユニオン海外県でのヴァニラ、アゾレス諸島の茶、チーズ、甘味とうがらし、カナリア諸島での馬鈴薯など特定地域のみ品目もある。これらはいずれも欧州市場においては貴重な供給源であるが、上記の困難さから、欧州市民に合理的な価格で提供できず、また島民生産者も市場統合の恩恵を生かせずにいた。POSEI はこれを是正し、かつ島嶼地域の産地育成・保護措置を含んでいる。

表 2：POSEI プログラムにおける農産物生産補助金交付条件および交付額

地域名	目標	取組期間	最低面積	上限交付額
仏海外県	病害虫撲滅・耐性、品種改良による品質向上・土壌改善	3 年以上	0.5 ha	500 Ecu/ha ^{注)}
アゾレス・マデイラ	品質向上、多角経営化		0.3 ha	
カナリア	熱帯性農産品の発展、品質向上、多角経営化			

理事会規則第 3763-91 号、第 1600-92 号、第 1602-92 号を参照し筆者作成

注) 国または現地地方公共団体もしくは政府による出資もしくは補助金等の交付が 300 Ecu/ha 以上あり、かつ農業経営者の自己出資が 200 Ecu/ha 以上あること。左記より少ない場合は、欧州委員会補助金額も比例して減額される。一方、農業経営主体が法人・組合・その他集団形態でかつ経営農地面積が 2 ha を超え

²⁴ 同規則第 1542-2001 号第 6～第 11 条、同規則第 1543-2001 号第 4 条、第 12～15 条、第 22～26 条。

²⁵ 同規則第 228-2013 号第 26 条。アゾレス、マデイラ、仏海外県が対象。

²⁶ 同規則第 228-2013 号第 24 条。

る場合は、100 Ecu/ha の加算措置が採られる。

一つは、「イニシアチブ・プログラム」による特定品目に対する補助金交付措置である。このプログラム自体は加盟国政府が承認するもので、仏海外県と大西洋諸島地域では内容も異なるが、理事会規則では、農畜産物の品質改善と生産者の収益拡大（土壌の改善、環境への配慮を含む場合もある）を目的とすること、一定の面積以上の農牧地を有すること、3年以上の継続期間を有すること、当該地域内に拠点を置く個人生産者、生産者団体もしくは組織（組合や農事法人等）であること、加盟国による出資と生産者側の一定程度の財政的負担があること、とされている。これらの条件を満たした特定農畜産物の生産活動に対し、EC 委員会が定めた補助金が下表の条件で生産者に交付される。

対象となる農畜産物は EC 結合分類（NC 仏 Nomenclature combinée 英 Combined Nomenclature）第 6 章～第 8 章に含まれるすべての果実・蔬菜・花卉・園芸植物であるが、地域毎に表の品目が特別補助金交付対象となっている。

表 3：POSEI プログラムにおける産地形成特別補助金交付対象農産品およびその加工品

仏海外県	ヴァニラ、サトウキビ（黒糖・ラム）
アゾレス	茶、パイナップル、馬鈴薯（種芋）、VQPRD ワイン、甜菜、葉タバコ
マデイラ	サトウキビ（黒糖・ラム）、馬鈴薯（食用）、VQPRD ワイン、マデイラワイン
カナリア	馬鈴薯、VQPRD ワイン、黒ミツバチ蜂蜜、オリーブ油

理事会規則第 3763-91 号、第 1600-92 号、第 1602-92 号を参照し筆者作成。

これらについては、表 2 の補助金とは別に、個別品目ごとに特別に定められた補助金額が交付される。

表 4：特定品目栽培および加工・醸造に対する特別補助金

サトウキビ栽培	関連産業（ラム醸造）含めた刷新・強化計画を加盟国が立て、全体費用の 15%以上を当該国が出資する場合は、60%を上限に補助金交付	サトウキビ栽培者（家族経営、集団、組合、農事法人）
ラム醸造	既定の製法を遵守する農業ラム蒸留に対する補助金。ただしサトウキビを最低価格以上で買い取る。補助金額は規則第 1785-81 号第 41 条にて定める。補助金対象となる年間最大量は 2,500hl。	醸造業者
甜菜栽培	年最大 1 万トン精糖製造に必要な甜菜栽培に対し、ha あたり 500 エキュ。	甜菜栽培者
白糖製造	現地生産甜菜を原料にした精糖 100kg あたり 10 エキュ補助金交付。ただし年間総量 1 万トンまで	製糖業者
ブドウ栽培	VQPRD ワイン用の指定された地元品種を栽培していること。収量が各国指定の最大量以内であること。交付額は ha 当たり 400 エキュ。	ブドウ栽培農家（ただし、個人経営除く）
ワインおよびブドウ原	現地伝統製法によるワイン及びブドウ原料酒（酒精ワイン等）に補助金。酒精強化の際に加えられる果汁を EC 市場内で購入する場合に補助金。長期熟成に対し	醸造業者および果汁の購入業者

料酒類醸造	ても補助金交付。	
食用馬鈴薯栽培	1.4 万 ha*を上限に ha あたり 500 エキュアの補助金交付	馬鈴薯栽培農家
種芋用馬鈴薯栽培	200ha を上限に ha あたり 500 エキュアの補助金交付	
チコリ栽培	400ha を上限に ha あたり 500 エキュアの補助金交付	チコリ栽培農家
オリーブ油製造	EC 域内産オリーブを原料とする場合、規則第 136-66 号第 11 条に規定の補助金を交付。	オリーブ油製造業者
蜂蜜生産	「黒ミツバチ」から採取される蜂蜜に対し、年間 5,000 巣箱を上限に、巣箱あたり 20 エキュアの補助金を交付	養蜂農家

*カナリア諸島 1.2 万 ha、マデイラ島 2,000ha が上限。理事会規則第 3763-91 号、第 1600-92 号、第 1602-92 号を参照し筆者作成。

⑥EU による農産物の商品化・販路拡大支援措置

島嶼地域での農業を中心とする生産活動の支援だけでは不十分で、その農産物の品質向上、欧州市場における消費者の認知度の向上、販路拡大、商品化が不可欠である。このため、EU は仏海外県や大西洋島嶼地域産の高品質農産物及びその加工品の宣伝と欧州市場内での販路開拓・商品化に携わる主に法人に対し補助金を交付している。一つは共通ロゴマークの作成で²⁷、現行のものは各島嶼地域の業界関係者から図案が出され、フランス・スペイン・ポルトガル政府が見解を付したうえで欧州委員会に伝達された結果、委員会委任規則第 179-2014 号により下記のロゴマークとなっている。

図 1：超周縁島嶼地域産高品質農産物（及びその加工品）に貼付される共通ロゴマーク



注) 上部の円形は黄色
 上部の波形は黄緑色
 下部の波形は水色

[REGION]部分は地域名が現地語（フランス、スペイン、ポルトガル語のいずれか）で表記される。（例）カナリア諸島→CANARIAS、アゾレス諸島→AÇORES、レユニオン RÉUNION

なお、上記委任規則により、補助金交付額は、欧州大陸市場での小売価格の 10%までで²⁸、補助金が交付されるのは、あらかじめ各国政府に登録した、すでに当該島嶼地域産品の輸

²⁷ 規則第 228-2013 号第 21 条。

²⁸ 生産者が農事法人もしくは組合である場合は 13%上限、航空便にて生産地から輸送された場合は、農事法人・組合生産品で 20%、左記以外生産品で 17%である（委員会委任規則第 179-2014 号第 2 条）。

送もしくは当該地域外への取引経験を有する、生産者と商品化契約を交わした法人である²⁹。またこの契約に商品開発、技術供与、品質向上などのノウハウの提供等が盛り込まれている場合には、上記補助金額には1%の加算措置が採られる³⁰。

2) 共通漁業政策における特別措置

共通漁業政策については、1994年からアゾレス・マデイラ・カナリアと仏海外県のギアナにのみ、現地港湾にて登録している漁船により、現地海域にて漁獲もしくは養殖した特定魚種の生鮮、加工、冷凍品の欧州大陸市場への出荷、流通、販売に要する追加コストの相殺を目的とする補助金が交付された。当初は大西洋島嶼地域のマグロ、サバ、イワシ、ギアナのエビのみを対象とした欧州委員会があらかじめ指定した最大限漁獲量以内の魚種別トンあたり45～930エキュを現地漁業関係者、冷凍加工業者に交付するものであった。

1998年理事会規則により仏海外県レユニオンも対象地域とされ、補助金交付対象魚種も増えてゆく。2014年以降の現行規定では、POSEI 漁業プログラムは欧州海洋漁業基金(EMFF、仏語ではFEAMP)の一つに統合され、対象地域が大西洋3島嶼地域・仏海外県2地域に加え、超周縁地域全体に広げられた。一方、これまで欧州委員会が定めていた対象魚種や交付対象上限漁獲量、トン当たりの補助金額の算定などは各加盟国の水産当局が行うこととなった。加盟国は「水産品流通追加コスト相殺計画(plan de compensation de surcoût, PCS)」を欧州委員会に毎年提出し、これに基づきEU委員会は上述の海洋漁業基金から現地漁業関係者・冷凍加工業者に補助金を交付する形となっている。なお、この補助金は加盟国も2014年から出資できる。2014-2020年の7か年計画で約1.8億ユーロ(約220億円)の補助金が交付される³¹。

3) 共通商業政策における特別措置

共通商業政策については、①EU 関税領域に含まれる保税地帯(英 Free Zone、仏 zone franche)ならびに再輸出加工(英 Inward Processing 仏 Perfectionnement actif)を目的とした保税倉庫(英 Free Warehouse 仏 Entrepot Franc)のうち、仏海外県および大西洋島嶼地域におけるものに対する特例措置³²、②一部の機器類のEU域外からの輸入に対するEUによる反ダンピング関税の減免措置で、カナリア諸島に対しては音響・映像機器(テレビ

²⁹ 同委任規則第1条。フランス8,090万ユーロ、スペイン5,682万ユーロ、ポルトガル4,220万ユーロである。

³⁰ 同第9条。

³¹ 数値は *Programme Opérationnel Période 2014-2020 avec le fond européen pour les affaires maritimes et la pêche(2015)*, p.158, *EMFF Operational Programme(Portugal)(2015)*, p.101, *Programa Operativo del FEMP(2015)*, p.164 を参照。

³² このうち実際に保税地帯・保税倉庫が設けられたのは、マデイラ島、グラン・カナリア島、テネリフェ島の港湾地区である。フランス海外県ではギアナに設けられたがこれは南米大陸であって、島嶼地域ではない。

受像機・ラジカセ・CD プレーヤー) や一部事務機器 (ワープロ・パソコン・コピー機・輪転機等)、アゾレス諸島およびマデイラ島については、建築資材や金属加工、金物に関する多数の材料・工具・機器類の輸入に対して関税が回避された。これらの措置は 2000 年までの時限的なものであり、かつ 1996 年以降は毎年、段階的に減免措置が撤廃されていった。

第 3 章 POSEI の拡大と超周縁地域 (RUP) 概念の形成

第 1 節 POSEI の延長—マヨット仏海外県の POSEI 追加

POSEI 対象は長らく仏海外県 4 地域 (うち島嶼地域は 3 県)、大西洋 3 島嶼地域にとどまっていたが、フランス領マヨットが 2011 年に海外県に昇格したことを受け、POSEI 第 3 期 (2014-2020 年) からその対象となった³³。

マヨットはアフリカ東岸とマダガスカル島との間にあるモザンビーク海峡に位置するグランドテール島 (Grande Terre 大島) とプチットテール島 (Petite Terre 小島、現地語でパマンジ Pamandzi 島) の 2 有人島からなる面積約 370km² (屋久島よりやや小さい)、人口約 26 万人 (沖縄本島の約 2 割) の地域で、もともとは現在独立しているコモロ連合とともにフランス旧植民地海外領土コモロ (コモロ諸島) を構成していた。1975 年にコモロ諸島のうち、マヨットを除く主要 3 島 (グランドコモール島、アンジュアン島、モエリ島) が独立し、残るマヨットの処遇を巡りフランスとコモロ独立国が対立したことから、マヨットの地位が長らく不安定なものとなっていた。2009 年フランスはマヨット住民投票を敢行、圧倒的多数の賛成で「マヨット県」の創設が承認され、県庁や県会など組織を整え準備したうえで 2011 年正式にマヨット県が発足する。

POSEI は成立当時のローマ条約第 227 条第 2 項ならびに (当時の) EU 条約 (アムステルダム条約) の第 229 条第 2 項にあるように、対象が「海外県」と明記されていることから、これに該当しない、かつ、2003 年までフランスの海外地域の一部にあった「海外領土」 (これは EC や EU には統合されないが、特惠関係である「連合協定」の対象となっていた) でもないマヨット、カナダ東岸ニューファンドランド近海のサンピエール・ミクロン群島、カリブ海に位置し 2007 年まではグアドルupp 県の一部であったサンバルテルミ島、サンマルタン島の 3 島嶼地域は POSEI にも連合協定でもない「グレーゾーン」に置かれていた³⁴。

³³ 理事会規則第 1385-2013 号第 4 条 (EU 官報 L.354、2013 年 12 月 28 日、p.88)。

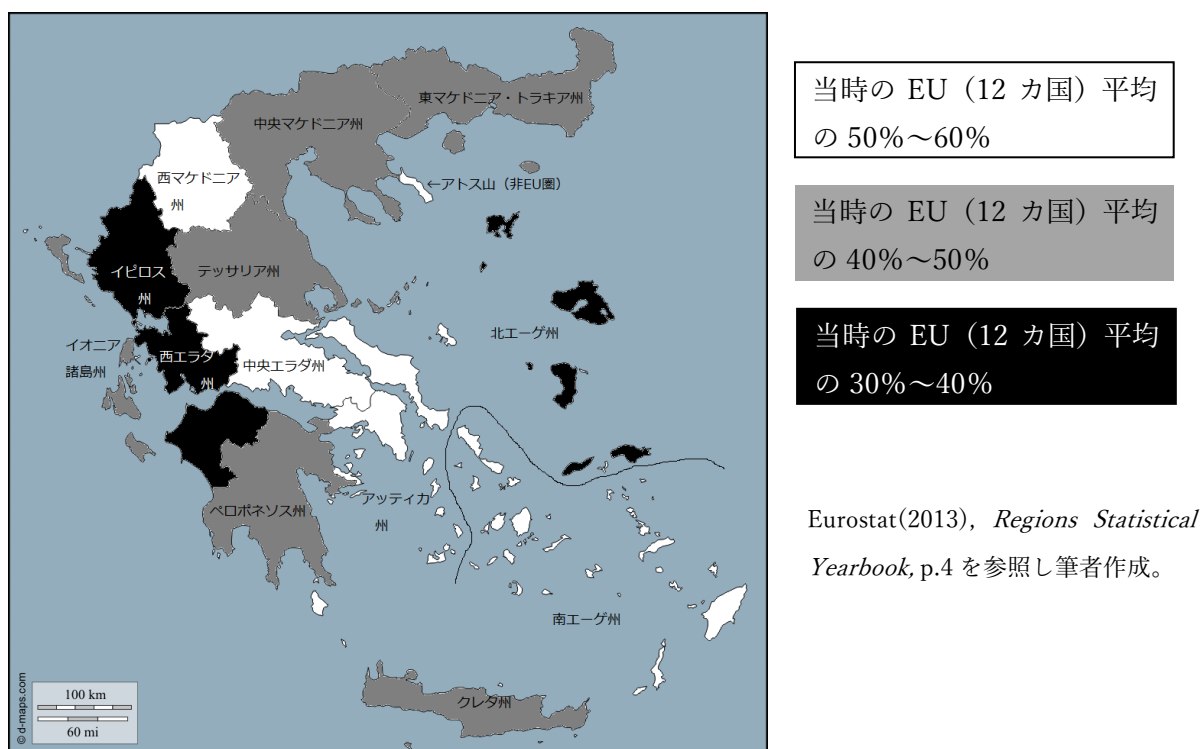
³⁴ サンバルテルミ、サンマルタン両島は、グアドルupp 県の一部であった 2007 年までは POSEI の対象であった。2003 年の住民投票によりグアドルupp 県から分離し、フランス共和国憲法第 74 条規定による個別の組織法の成立をもって自治権を有する海外公共団体 (Collectivité d'Outre-Mer) として 2007 年に発足してからは POSEI の対象外となる。また海外県であったマルチニクと仏領ギアナは、1982 年にそれぞれに設置されていた海外州 (Région d'Outre-Mer, ROM) 組織と 2015 年に合併し (海外県・海外州合併)、フランス共和国憲法第 73 条に基づくマルチニク地域公共団体 (CTM)、ギアナ地域公共団体 (CTG) に再編されるが、両地域は POSEI の対象であり続ける。

2014年からはマヨットにも RSA と MFPAL が実施された。RSA についてはすでに上述した内容と変わりはないのでここでは触れないが、MFPAL についてはイランイランの特産品化・高品質化・商品化という産地育成事業に焦点が置かれた。イランイランとはフィリピン原産のバンレイシ科の植物で、その花卉から抽出したエッセンスを香水としている。現在はコモロ、マダガスカルなどで栽培されているが、自然条件や蒸留抽出に大がかりな設備を必要とすることから、なかなかその収量は安定しない。欧州市場への安定的な供給と産地化による現地農家の経済水準向上を目的に、EU による産地形成プログラム助成事業が行われている。

第2節 エーゲ海小島嶼への応用

POSEI 枠内ではないが、もう一つの POSEI とも言える類似制度が 1993 年からギリシャのエーゲ海小島嶼を対象に実施されている。マーストリヒト条約締結時、ギリシャは EU 加盟国中最貧であり（第1表参照）、またその周縁地帯であるエーゲ海島嶼地域は、観光地として世界的に著名なミコノス島やサントリーニ島（これらは南エーゲ州に位置）をのぞきさらに経済的に後進地域であったほか（下記地図参照）、トルコや中東方面からの EU 市場における就労を目的とした不法移民の進入路にもなって社会的にも不安定な状態であった。

地図1:1990年時点におけるギリシャ各州(ペリフェリア)別の GDP(一人当たり PPP 値)



このため、EU は POSEIDOM、POSEIMA、POSEICan に続き、エーゲ海島嶼群を対象とした類似の制度の導入を 1993 年に決定する。理事会規則には趣意説明部分で、当該島嶼

群は島嶼性、狭小性、市場からの遠隔性という制約により追加コストを強いられ、これの軽減措置が必要であることを強調しているが、POSEIには位置づけなかった。「地域」としての単位ではなく³⁵、ギリシャ政府が適正と判断した地理的単位ごとのRSAおよびMFPALがその骨子である。ただPOSEIと「エーゲ海小島嶼群」には違いがいくつかある。

RSAにおける「第三国からの輸入関税免除措置」がPOSEIの島嶼地域には認められているが、「エーゲ海小島嶼群」には認められていない。エーゲ海小島嶼群のRSAあくまでもEU市場内からの調達に要する追加コストの軽減のみの措置である³⁶。

もう一つはMFPAL補助金交付金の方法で、POSEIはEU農業共通政策の根幹ともいえる個別農家、あるいはその生産法人・組合組織に、品目・品質・収量に応じて個別に直接交付する旧来の「直接支払制度」であるのに対し、「エーゲ海小島嶼群」は2003年のCAP（EU共通農業政策）改革により導入された補助金新交付方式である「単一支払制度」³⁷となっている³⁸。またPOSEIのMFPAL補助金は欧州農業農村開発基金（EFARD、仏語ではFEADER）からであるのに対し、エーゲ海小島嶼群は欧州農業保証基金（EAGF、仏語ではFEAGA）からとなっている。ただしいずれも「第二の柱」で各加盟国の出資も含んだ形である。

エーゲ海小島嶼群農産品支援規則に伴う特別措置は、2006年、2013年に更新され、現在もなお継続している。

第3節 オーランド諸島

前稿では、オーランド諸島の自治権の成立過程とフィンランドのEU加盟プロセスにおけるオーランドの自治権保持について詳述した。オーランド自治権とは、1921年の国際連盟裁定による、①主権はフィンランド、②公用語（スウェーデン語）の義務（フィンランド語の使用任意）、③非武装地帯（域内の軍事施設・設備の配備禁止、島民の徴兵制非適用）、④オーランド市民権（島内での不動産取引権、営業権、地方参政権の島民限定）であり、このうちいくつかはフィンランドがEU加盟の際、EUの理念（とりわけEU市民権の掲げる域内移動・居住・就労の自由）に抵触する危惧から、①自治権の一部を放棄しオーランド諸島はEUに統合される、②自治権の保持のため英チャンネル諸島やデンマークのフェロー諸島などのようにEUには加わらない・離脱する、のいずれかが想定されたが、そのどちら

³⁵ 最貧地域ではなく、かつ「狭小」とは言えないクレタ島（一島でクレタ州を構成）とエヴィア島（中央エラダ州の一部、エヴィア県の大部分を占める）は「エーゲ海小島嶼群」規則対象外とされている（同規則第229-2013号第1条第2項）。

³⁶ 欧州委員会報告書第2016/796号（COM/2016/796）、p.5

³⁷ 生産者に対する直接交付である形態は旧来の直接支払制度と同じだが、収量や品目に応じてではなく、環境への配慮や適正な単位当たりの収量に応じた地域もしくは国ごとの単一基準による補助金の算定方法を言う。

³⁸ 前掲報告書、p.2。

でもない「補完性原則」の観点からオーランド諸島の自治権を保持したまま、EUの一部（共通政策や関税同盟）には加わり、別の領域（税制調和および物品税課税領域）には加わらない。これによりフィンランド及びスウェーデン本土からオーランド諸島への航路では船内で主に高級品の免税措置が採られている。

第4節 EUにおける「超周縁地域」地位の確立

「超周縁 (ultrapériphérie, 英語 outermost)」あるいはそれから派生した「超周縁性」「超周縁地域」などの概念が EU 内部で現れてくるのは 1986 年である (DANIEL et JOS[1995:23], STOKKINK[2018:4])³⁹。EU 政策で「超周縁地域」が出てくるのは、EC 時代の「共同体イニシアチブ」の一つである REGIS プログラムにおいてである。「共同体イニシアチブ」とは単一欧州議定書にある結束目標 (objectifs、英 objectives)⁴⁰に沿って、各国政府と欧州委員会から出された欧州構造基金 (European Structural Funds) 出資プログラムである。1989～94 年の第 1 期に 16 プログラム、1995～99 年の第 2 期に 14 プログラム採択されていたが (清水[2016:120])、超周縁地域支援プログラムとして第 1 期に REGIS 1 プログラムが⁴¹、第 2 期に REGIS2 プログラム⁴²が採択されていた。

REGIS プログラムの対象となっていた地域は、1, 2 ともに POSEI 対象 7 地域であるが、POSEI とは異なり共同体イニシアチブは加盟国国境隣接地域 (INTERREG プログラム)、都市衰退地区 (URBAN プログラム) など EU 内の多くの地域が対象となっていて超周縁地域だけというわけではない。

第 1 期 (REGIS1) において、POSEI でカバーしていない①経済多角化措置、②EU 他地域および第三国隣接地域との交流拡大安定化措置、③雇用・人材育成措置、④自然災害に対するレジリエンスの強化、が出資の対象となり、①については農畜産業部門における多角化・自給化、工芸の発展、観光業の育成、エネルギー環境支援に重点が置かれる。②については運輸通信インフラの改善強化に重点が置かれている。このイニシアチブは委員会とフランス・スペイン・ポルトガル政府の共同出資で、期間中の総額 2 億ユーロであった⁴³。第 2 期は第 1 期の内容を強化するもので、出資総額は第 1 期の 3 倍の 6 億ユーロであった⁴⁴。

EU の基本法令でこの語が明記されるのはマーストリヒト条約においてであり、その本文ではないが付帯された第 26 宣言「共同体の超周縁地域に関する宣言」である。

³⁹ それ以前は仏海外県、大西洋島嶼地域は「周縁地域 (région périphérique)」、「遠心的地域 (région excentrique)」、「海洋地域 (région maritime)」、「不利地域 (région défavorisée)」などと総称されていたが、欧州大陸周縁地域も含むことが多かった。

⁴⁰ 目標 1 (低開発地域支援)、目標 2 (産業衰退地域支援)、目標 3 (長期失業対策)、目標 4 (職業訓練・技能育成)、目標 5a (農業近代化)、目標 5b (農村開発)、目標 6 (北極圏地域支援) を指す。

⁴¹ 欧州委員会通達 C (90) 1562/1 (EU 官報 1990 年 8 月 4 日 C196, pp.15-17)。

⁴² 同 C (94) 180/11 (EU 官報 1994 年 7 月 1 日 C180, pp.44-47)。

⁴³ 欧州委員会 CORDIS ウェブサイト (仏語版) 参照 (<https://cordis.europa.eu/programme/rcn/506/fr>)。

⁴⁴ 同 (<https://cordis.europa.eu/programme/rcn/488/fr>)。

共同体の超周縁地域（仏海外県、アゾレス・マデイラ、カナリア諸島）は、複数の現象（過大な遠隔性、島嶼性、狭小性、困難な地形及び気候、幾つかの産品に対する経済的依存）が持続しかつ複合することにより、当地が経済社会的に発展することが著しく困難な状況に陥り、これにより深刻かつ重大な構造的遅滞を被っていることを認める。

本条約並びにこれにより派生したる法令の諸規定が超周縁地域にも自動的に適用されるのであれば、当該地域のために特別措置をとることが可能であり、従って当該地域の経済社会的発展のためにかかる措置が採られるべき客観的必要性があると評価する。かかる措置は域内市場の達成および当該地域が共同体の平均的経済社会水準に回復ならしめるための地域的現状についての承認という二つの目標を目指すべきである。

上の宣言からみて、POSEI 対象 7 地域が超周縁地域とされ、特別措置が POSEI を指すものと考えられる。さらに 1997 年のアムステルダム条約では、旧条約第 227 条第 2 項に規定されていた仏海外県の条項が、「超周縁地域」を明記した第 299 条第 2 項に以下の文言により拡大的に表現される。

第 299 条第 2 項

本条約は、仏海外県、アゾレス諸島、マデイラ島、カナリア諸島にも適用される。

しかるに、仏海外県、アゾレス諸島、マデイラ島、カナリア諸島の遠隔性、島嶼性、狭小性、困難な地形及び気候、特定少数の産品に対する経済的依存等の要因が持続かつ複合化することにより当該地域の発展が深刻に阻害されるという構造的経済社会状況を考慮し、欧州閣僚理事会は、委員会の提案を大多数取り入れ、欧州議会の諮問のちに、とりわけ当該地域に対する共通政策を含む本条約の適用条件を定めることを目指す特別措置を決定する。理事会は前述の措置を決定することで、税関及び交易政策、税制政策、保全地帯、農漁業分野における政策、生活必需品となる一次産品および消費財の供給条件、国庫補助金、共同体の構造基金ならびに水平的プログラムへのアクセス条件等の分野を考慮する。

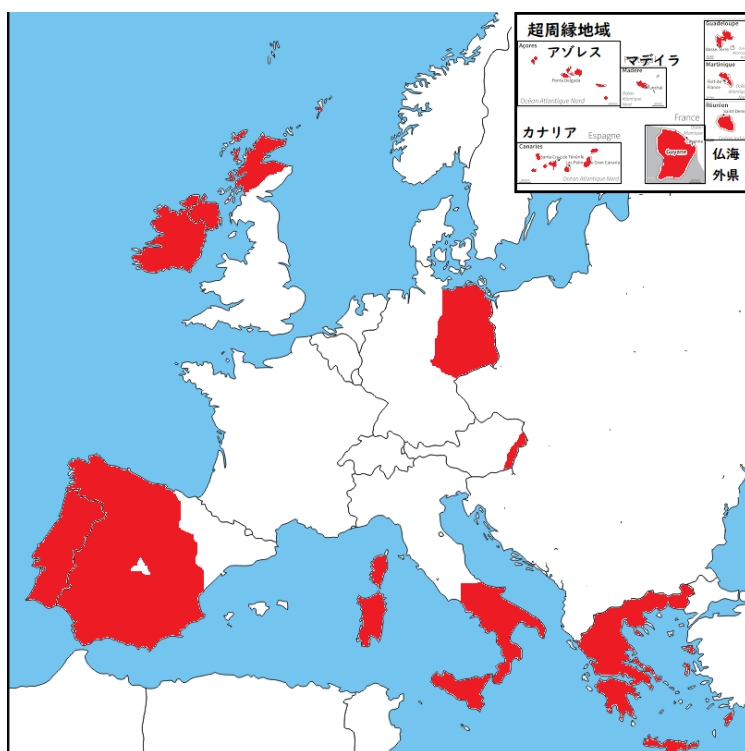
理事会は域内市場と共通諸政策を含む共同体の法秩序の統合性と一貫性を損なうことなく超周縁地域の特徴及び特有の制約を考慮し、前述の措置を決定する〔下線はすべて筆者による〕。

上記条文の二重下線部分は、以前のマーストリヒト条約の第 26 宣言にも明記されていた「超周縁性」の規定で、それは「遠隔性、島嶼性、狭小性、自然の制約（地形や気候）、特定品目への経済的依存度の高さ」で、なおかつ左記の要素が「持続・複合的にみられること」とされている。「島嶼性」の概念自体はそれ以前にも EU にはみられるが、これ自体についての詳細はなく、島嶼性は超周縁性の一要因、という位置づけとなっている。

POSEI は上記条約に明記されていない。それぞれの条約制定時 POSEI は、時限的な

POSEIDOM, POSEICan, POSEIMA 別での法規だったためだが、1996 年、2001 年にそれぞれ 5 年間延長され、2006 年には超周縁地域プログラムの一つに組み込まれる形で欧州地域政策（2007～13 年）の一環として位置付けられ、現在もその第 II 期（2014～20 年）に位置付けられ事実上恒久法規となっている。また、アムステルダム条約第 299 条第 2 項（波線部参照）では POSEI の骨子である「税関及び交易政策、税制政策、保全地帯、農漁業分野における政策、生活必需品となる一次産品および消費財の供給条件」が明記されている。

「超周縁地域」としての特別措置は、「構造基金のアクセス条件」ということになる。前述の REGIS イニシアチブでは、7 地域全部が構造基金の「目標 1」の対象であったが⁴⁵、当時（1989-1999 年）支援対象地域は、住民一人当たりの GDP が EU（当時 12～15 カ国）平均の 75%に満たない NUTS2 地域に機械的に選出されていたため⁴⁶、超周縁地域の特別措置とは言えない。また対象となる各事業（インフラ整備、農業開発、雇用促進等）の総事業費のうち、EU 構造基金の占める最大上限率も「目標 1」地域は一律 75%であった⁴⁷。



地図 2
1989-99 年時点における
「目標 1」対象地域
(着色部分)
EU 官報第 L185 号 1988 年 7 月
15 日、p.20 を参照し筆者作成。

EU 構造基金の上限率に対する超周縁地域の「優遇」が明記されるのは、REGIS イニシアチブが終了した 2000 年からである。「構造基金」とは以前からの欧州構造開発基金 ERDF（仏語 FEDER）、欧州社会基金 ESF（仏語 FSE）、欧州農業指導保障基金 EAGGF（仏語 FEOGA）の総称であり、FRDF は主として直接支援としてインフラ整備（道路、港湾、空港、防災施設等）や自然・環境保護対策事業、ESF は直接支援としての雇用対策・若者の

⁴⁵ 理事会規則第 2052-88 号付表（EU 官報第 L185 号 1988 年 7 月 15 日、p.20）。

⁴⁶ 同規則第 8 条第 1 項（前掲書、p.13）。

⁴⁷ 同規則第 13 条第 3 項（前掲書、p.17）。

高等教育就学支援の他、「国土連続制」政策における関係国財政への支援（間接支援）に充てられた。

「国土連続制」(continuité territoriale)政策とは、欧州大陸と超周縁島嶼地域間との①定期航空路線の当該地域住民乗客運賃を低減化し、②島嶼地域政府機関の運輸当局と当該路線を運航する航空事業者との「公共サービス義務 (Obligation de service public)」原則による複数年次契約の締結、③②における通常・閑散・繁忙季別の運航便数・乗客定員数・料金設定の現地運輸当局による策定と事前明記化、④③を遵守する契約航空事業者に対する当該国政府からの国土連続制協力金の複数年一括交付、のことで、超周縁地域住民の欧州大陸地域との交流・コミュニケーションの維持拡大とそれによる欧州統合への補完性を目的としている（長谷川[2016:72-83]）⁴⁸。フランス海外県の場合、①は利用者に対する事後申請による現金還元で実現しており、これには国および海外州予算が充当されている（長谷川[2019:53-61]）⁴⁹。公共サービス義務契約に基づく航空事業者への協力金は、EU 構造基金（主に ESF）とフランス政府予算が充当されている⁵⁰。

2008 年発効のリスボン条約により、第 299 条第 2 項は第 349 条として、超周縁地域は以下のように規定される。

第 349 条

グアドループ、仏領ギアナ、マルティニック、レユニオン、サンバルテルミ、サンマルタン、アゾレス諸島、マデイラ島、カナリア諸島の、遠隔性、島嶼性、狭小性、困難な地形及び気候、特定少数の産品に対する経済的依存等の要因が持続かつ複合化することにより当該地域の発展が深刻に阻害されるという構造的経済社会状況を考慮し、欧州閣僚理事会は、委員会の提案に基づき、欧州議会の諮問のちに、とりわけ当該地域に対する共通政策を含む本条約の適用条件を定めることを目指す特別措置を決定する。

当該特別措置が特別な立法的手続きに沿って理事会により採択される場合、これもまた、欧州委員会の提案に基づき、欧州議会の諮問ののちに理事会により規定されるものとする。前述の措置は、とりわけ関税および商業政策、税制、保全地帯、農漁業分野における政策、生活必需品となる一次産品および消費財の供給条件、国庫補助金、共同体の構造基金ならびに水平的プログラムへのアクセス条件等の分野に係るものとする。

⁴⁸ フランスの場合、EU 共通政策からは離脱している（したがって構造基金の対象外である）ニューカレドニアや仏領ポリネシア、EU 域内（ユーロ圏）ではあるが「超周縁地域」とは位置付けられていないカナダ東方沖のサンピエール・ミクロン群島、グアドループ県から 2007 年に分離したカリブ海のサンバルテルミ島にも「国土連続制」が適用されている。

⁴⁹ 申請できるのは 2000 年代半ばの制度導入から 2010 年代前半までは超周縁島嶼地域に住所を置く低所得者（年収が一定額未満の者、失業者等）であったが、その後、所得制限が緩和され、ほとんどの島民が申請可能となった（長谷川[2019:55-56]）。また筆者による 2018 年 12 月に実施したレユニオン海外県調査では、フランス本国に居住するレユニオン出身者も対象となっていることが明らかになった。

⁵⁰ 欧州理事会・欧州議会規則第 1008-2008 号第 16～18 条（EU 官報 L293、2008 年 10 月 31 日、p.13）。

理事会は域内市場と共通諸政策を含む共同体の法秩序の統合性と一貫性を損なうことなく超周縁地域の特徴及び特有の制約を考慮し、前述の措置を決定する〔下線部は筆者による〕。

アムステルダム条約からは若干の対象地域名と表現の変更がみられるが、大きくは下線部を施した部分に加えられたことで、これは EU 理事会による超周縁地域に特別地位を、委員会の提案と欧州議会の諮問を経て付与できることを規定したものとされる⁵¹。

第 5 章 超周縁性から島嶼性への要求

このように EU の島嶼地域については、①超周縁地域における特別措置（POSEI および構造基金、税制調和および関税の特例措置）、②ギリシャの一部島嶼地域に対する POSEI 類似の特別選択プログラム、③フィンランド領オーランド諸島に対する自治権保持のための特例措置、税制調和の適用外）、の特例措置がある。だが、そうした措置が付与されない島嶼地域もある。欧州大陸に近いバルト海の島嶼地域、地中海の島嶼地域である。

第 1 節 越境的島嶼地域間連携組織 IMEDOC/B7 の結成

このうち地中海の島嶼地域では、コルシカ島のイニシアチブにより IMEDOC（西地中海島嶼、Iles Méditerranéennes Occidentales）が 1995 年に設立された。コルシカ島の地域政府首脳、スペイン領バレアレス諸島の執行評議長、イタリアのサルデーニャ自治州政府の三者がこれを設立し、2000 年からはイタリアのシチリア自治州もこれに加わった。この組織の直接の目的は、経済、文化、観光等領域の発展を目指すための共同調査や情報共有であるが、対 EU 共同歩調のための戦略共有も含まれている（BIGGI[2001 :130-133]）。設立者の一人、当時のコルシカ執行評議長ジャン・バジジョーニは、「三島嶼間の恒常的協力関係を樹立し、EU に対する共通利益を促進し、三地域間のあらゆる分野における交流を進めることが重要だ〔傍点は筆者による〕」⁵²と発言している。

「EU に対する共通利益の促進」は、端的に言えば、POSEI プログラムの地中海島嶼地域への適用を指している。これには三島嶼地域が EU に対して抱える懸念があった。単一欧州議定書から POSEI プログラムの決定までに、先の章で触れた「結束政策」の一環として実施された構造諸基金の優先配分である「目標 1」対象地域として、IMEDOC 締結島嶼地域のうち、コルシカとバレアレスが除外されたことである。「目標 1」は住民一人当たりの GDP（PPP 値）が、EU 平均の 75%に満たない地域（NUTS2 レベル）が対象であり、常に 75%未満であるサルデーニャおよびシチリアは「目標 1」となっていたが、当初 75%未

⁵¹ 2015 年 12 月 15 日の欧州司法裁判所判決（C132/14）（EU 官報 C68、2016 年 2 月 22 日、p.4）。および Conférence des presidents des régions ultrapériphériques(2017:83-86) *Memorandum conjoint des régions ultrapériphériques :pour un nouvel élan dans la mise en oeuvre en article 349 TFUE*, 2017, pp.83-86.

⁵² *Les Echos*, 1996 年 11 月 5 日付記事（« Les Baléares, la Sardaigne et la Corse unissent leur destin»）。

満であったコルシカは「目標1」であったが、1994年に75%を上回ったことで「除外（フェードアウト）」されてしまった。

しかしこれはコルシカが経済的に発展したためではなく、①EU拡大（加盟国増大）により、EUの一人当たりGDP値平均が低下したこと、②同年フランスがコルシカ島に対して実施したTVA（付加価値税）率低減措置が、EUの「税制調和」理念にそぐわないのではないかという懸念が起こった、という2つの要因が考察される(OLIVESI[1995:55-57])⁵³。

一方、バレアレス諸島は、スペインの中では「豊かな」地域であり、一人当たりGDPは常にEU平均の90%以上を維持している。だが、諸島内を見ると、島嶼間・島内経済格差が著しく、国際的観光保養地として知られるイビサ島とバレアレス諸島最大のマヨルカ島の都市部の発展が著しい一方で、農牧漁業以外目立った産業のないマヨルカ島山岳農村部、メノルカ島、フォルメンテラ島は発展から取り残されている状況である(SEGULLINAS[2004:33-44])。

逆にカナリア諸島・マデイラ島・アゾレス諸島は1990年から現在に至るまで、「目標1」の対象となる一人当たりGDPのEU平均値の常に75%以上であったにもかかわらず、POSEIならびに超周縁地域特例により、構造基金の上限率がコルシカやバレアレス諸島よりも高いパーセンテージで優遇され、それは、経済指標以外の「遠隔性」で正当化されている。一方、コルシカ島の経済専門家はその「遠隔性」の基準が不明瞭で、例えば、首都から島嶼地域の物理的な距離、あるいは航空機での移動時間で見た場合、ポルトガル首都のリソボンとアゾレス諸島間(1,400km)は、フランス首都のパリとコルシカ島間とさほど変わらない、とし、遠隔性よりも明確な地理的基準で見べきではないか、と指摘した。

かかる指摘にみられるのが、遠隔性よりも島嶼性に基づく特別措置が、欧州統合の理念である社会経済的結束の実現に望ましい、という図式である。

越境的島嶼地域の連携組織は、バルト海でも結成されている。1989年設立のB7(Baltic Islands Network)で、前の章で触れたフィンランド領オーランド諸島のほか、ドイツのリューゲン島(NUTS3)、デンマークのボルンホルム島(NUTS3)、スウェーデンのゴットランド島(NUTS3)およびエーランド島(LAU)、エストニアのサーレマー島およびヒウマ島(両島及び大陸対岸のラーネ、パルヌ両県を併せ一つのNUTS3)の7島嶼地域である。B7の活動と連携はIMEDOCよりも多岐に及び、対EU戦略よりは島嶼間の相互交流・連携に重点を置いている。地方自治や地域自治権が確立している北欧圏にありながら、オーランドを除くバルト海島嶼地域には自治権やEUにおける特別地位がない。エーランドやエストニアの二島はEU地域政策において重要な単位となるNUTSすらも置かれていない。かかる状況の打破のため、各島はB7を通じてオーランドの自治権をベンチマークとする一方、B7はEUやその他の国際組織に対する共同歩調・ロビーとそのための情報・意見交換

⁵³ *Les Echos*, 1994年2月1日付記事(« La Corse attend un statut fiscal porteur d'un vrai développement économique »)。

なども活動内容としている⁵⁴。

第2節 CPMR 島嶼委員会と EU 条約における「島嶼」

こうした島嶼地域の意見や要求を集約し、EU やその他の欧州機関に提言する組織として、1973 年にフランスのレンヌで周縁海洋地域会議（仏語 CRPM, Conférence des Régions Périphériques et Maritimes, 英語 CPMR, Conference of the Peripheral and Maritime Regions）が設立された。これは、欧州周縁地域に関する研究調査ならびに対欧州戦略機関で、EU 地域委員会から出資を受けているほか、フランスをはじめとする関連加盟国政府、フランスや加盟地域の地方政府などの出資で運営されている組織である。現在、地理別に 6 つの委員会（大西洋沿岸、バルカン半島および黒海、バルト海、地中海沿岸、島嶼、北海）が置かれているが、島嶼委員会はいち早く 1980 年に設立されている。NUTS レベルの島嶼地域のみならず LAU レベルの小島嶼自治体関係者も参加している。EU に対して従来の「遠隔性」のみならず「島嶼性」に基づく特別措置と、その EU 法令への反映を提唱し続けてきたのも CRPM 島嶼委員会である。

1) ユーロスタットにおける島嶼の定義

「超周縁」や「遠隔性」ではなく、北海やバルト海、地中海（及びエーゲ海やアドリア海等その付属海域）の島嶼を含みうる島嶼概念が EU 法制にはどの程度反映されているのか？EU 統計機関であるユーロスタットは 1994 年に島嶼を以下のように定義している（EUROSTAT[1994 :iii]）⁵⁵。

- i) 陸地面積 1km² 以上、
- ii) 「島嶼」と定義されない陸地（大陸や本土）から 1km 以上離れていること、
- iii) 居住者が 50 名以上、
- iv) 他の陸地と橋梁、隧道、堤防・埠頭等の人工建造物により繋がれていないこと
- v) 加盟国の首都が置かれたり、首都地域に含まれたりしないこと、

2) アムステルダム条約

しかし、EU 法制、とりわけ EU の基本法ともいえる条約に島嶼について明記されるのは、1997 年のアムステルダム条約からで、条約本文第 158 条の後半部分に島嶼について明記されている。

⁵⁴ B7 公式ウェブサイト (<http://www.b7.org>)。および Charter of the Baltic Islands Network

⁵⁵ 定義の v は、2000 年代以降は削除されている (Eurostat, Territorial Typologies Manual, Chap.9, Eurostat ウェブサイト https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=Territorial_typologies_manual_-_island_regions#Classes_for_the_typology_and_their_conditions)。

欧州全体の調和ある発展を推進するために、欧州共同体は経済社会的結束を強化することにつながる所行動を展開し、持続させなければならない。とりわけ、欧州共同体は、様々な地域の発展水準における格差と、農村地帯を含む不利な状況にある地域や島嶼の後進性を減ずることを目的としなければならない。

また、同条約に付帯の「島嶼地域に関する宣言」（第 30 宣言）には以下の記述がある。

島嶼地域は、それらの島嶼としての地位に係る構造的障害を被り、その持続により当該地域の経済及び社会発展が不当に阻害されていることを認める。欧州共同体法制がかかる障害を考慮するべきであり、公正な諸条件において域内市場によりよく統合されるために当該地域に対して正当とされる特別措置が講じられうることを次第に認知されるべきである

この宣言はアムステルダム条約において新たに出されたものであり、第 158 条はマーストリヒト条約第 130a 条を更新したものであるが、以前の条文では「農村地帯を含む不利な状況にある地域の後進性…」とあり、「島嶼」については全く記述がなかった。よって、アムステルダム条約において何らかの力が働き、「島嶼」という文言が加えられたと言ってよい。ただし、「島嶼性」という表現はまだ見えていない。

3) リスボン条約

2008 年のリスボン条約（欧州連合の機能に関する条約）第 174 条では、アムステルダム条約第 158 条の文面をさらに詳述する形で、以下のように島嶼について言及されている。

欧州全体の調和ある発展を促進するため、欧州連合はその経済的、社会的、地域的結束の強化に結び付く諸行動を展開し、持続しなければならない。

とりわけ、連合は、多様な地域の発展水準における格差と、不利な状況にある地域の後進性を減ずることを目的にしなければならない。

関連地域の中でも、農村地帯、産業変革の影響を被る地帯、極めて人口密度の低い極北地域、島嶼、国境近辺および山岳地域のような厳然かつ永続的な自然もしくは人口的障害を被る地域には、特別の注意を払うべきである。

以上のように、1990 年代末期から EU 条約には島嶼に対して特別な注意が払われるべきと明記されているが、具体的な政策としては今のところ見られない。

第 3 節 EU 加盟国における島嶼および島嶼性の法制化

1) EU 加盟国における「島嶼法」の制定

こうした状況から、EU 加盟国の中には、自国の島嶼地域に対して特別地位を付与する法

を制定する国が 2000 年以降、見られるようになった。B7 メンバーであるサーレマー島、ヒウマ島および幾つかの有人小島嶼を抱えるエストニア共和国が 2004 年に「小島嶼法 (Püsiasiustusega väikesaarte seadus, RT I 2003, 23, 141)」が制定され、国内の有人島嶼の地位と特別措置を定めている。それに先立つ 1999 年にはアドリア海に多数の小島嶼を抱えるクロアチア共和国が「島嶼法 (Zakon o otocima, 081-99-692/1)」を制定し、その第 1 条に「島嶼はクロアチア共和国の自然遺産である」などの定義がある。両国の島嶼関連法はいずれも時限的なものであったが、現在に至るまで何度か改正しながらも持続している。当時両国は EU 加盟を申請していたが、東欧新規加盟国の地域間格差是正とインフラ整備のために設けられた EU 構造基金の一つ PHARE プログラムの受給条件の一つとして、国内地域間格差是正のための島嶼地域の発展に関する法の制定があったと考察できる。

2) スペイン・ポルトガル島嶼地域の自治法における「島嶼性」規定の新設

一方、既に述べたポルトガル領の自治州、アゾレス諸島およびマデイラ島、スペインのカナリア諸島では自治法に新たに「島嶼性」規定を設ける動きが見られる。

マデイラ自治法 (Lei No.13/91) は 1991 年に制定され、その自治権を規定していたが、1999 年および 2000 年に改正され、その際、第 10 条に新たに「国土連続性原則 (princípio da continuidade territorial)」が設けられ、以下の文言が盛り込まれている。

国土連続性原則は、遠隔性および島嶼性(insularidade)に起因する構造的格差を是正する必要性に基づき、ポルトガル国家をその憲法上の義務への同意に結び付けながら、マデイラ島民の市民権の完全な裁可を目標とするものである。

アゾレス諸島自治法(Lei No.39/80)についても、2009 年の改正(Lei No.2/2009)により、「島嶼性」が「国土連続性および超周縁性原則」と題する第 13 条に下記のように明記されている。

「〔アゾレス諸島自治〕州に独自の主権および統治組織は、その属性および権限の行使においては、当該地域及び当該地域を構成するすべての島嶼にみられる、島嶼性(insularidade)および遠隔性により生じた、ポルトガル〔国内〕の構造的、社会的ならびに経済的不平等を解消することを促進しなければならない」

スペイン・カナリア諸島もその自治権は 1982 年の法律 (Ley Orgánica 11/1982, de 10 de agosto, de transferencias complementarias a Canaria) で制定されるが、この時は島嶼性についての規定はなかった。しかし 2018 年に制定された改正自治州法(Ley Orgánica 1/2018, de 5 de noviembre, de reforma del Estatuto de Autonomía de Canarias) では、第 3 条「遠隔性、島嶼性、および超周縁性」で、島嶼性 (Insularidad) について明確な規定が設けられた。地

中海島嶼地域ではあるが、「超周縁地域」ではない、バレアレス諸島自治法についても、2007年の改正法（Ley Orgánica 1/2007, de 28 de febrero, de reforma del Estatuto de Autonomía de las Illes Balears）で、第3条にEUとの関係で島嶼性の規定が設けられた。

3) フランス・イタリア改正憲法における「島嶼性」の新たな規定

2018年にはフランスおよびイタリアで憲法改正が発案され、現在（2020年1月）時点もなお審議中であるが、両国の憲法改正は、「島嶼性（仏 *insularité*, 伊 *insularità*）」を新たに規定するという共通点がある。フランス憲法はコルシカの特异性を規定した新規第72-5条、イタリア憲法は第117条に「島嶼性」の規定を盛り込む改正案であるが、フランスは「一にして不可分の共和国」と「主権の不可分割性」、「フランス人民の単一性」原則から、他の欧州各国で見られるエスニシティや少数民族を法的に承認することはできず、第75-2条の「島嶼性」とは、エスニシティや少数民族でない地理的、あるいは経済社会的なコルシカ島独自性としてその特別地位の付与を正当化する法的概念である。したがってフランスの「島嶼性」とはコルシカ島に固有のもので、海外県やフランス本国の他の島嶼に適用されるものではない。一方、イタリアのそれは、地中海島嶼地域であるサルデーニャ自治州やシチリア自治州のイニシアチブにより進められたものであり、「島嶼性」とは、この両島だけでなく、イタリアにあるすべての有人島嶼に対する一般概念として設けられようとしている。

さいごに

以上のようなヨーロッパ各国の「島嶼」ならびに「島嶼性」の法制化の動きの同時性は、欧州、EUレベルにおける「島嶼性」規定への要求という背景から起きたものと考察される。2016年には前稿（1）の冒頭にて紹介した欧州議会での「島嶼性」をめぐる議論と決議が行われ、いよいよEU全体で島嶼性概念とそれに伴う諸政策が構築されつつあると言ってい

参考文献

BERNABEU-CASANOVA, Emmanuel(2001), « Un « destin corso-sarde » dans le cadre de l'Union européenne ? L'esquisse d'un réseau géopolitique des îles de la Méditerranée occidentale », *Hérodote*, No.103, pp.152-174.

BIGGI, Michel(2001), « La coopération interrégionale et les îles de la Méditerranées », *Confluences Méditerranée*, No.36, Harmattan, pp.125-134.

Conférence des presidents des régions ultrapériphériques(2017), *Memorandum conjoint des régions ultrapériphériques :pour un nouvel élan dans la mise en oeuvre en article 349 TFUE*, 127 pages.

DANIEL, Justin et JOS, Emmanuel(1995), « Les régions ultrapériphériques face à l'Union

- Européenne :les difficultés de l’harmonisation dans la différence », *Annuaire des Collectivités Locales*, No.15, pp.23-50.
- DELOT, Pierre(2015), « Balle de riz :La production du riz en Europe et dans le Monde, en Europe et en France », Association le village, 14 pages.
- DESMOULIN, Gil(2001), *La communauté européenne et la protection des espaces naturels :Des financements européens au service de l’action locale*, Presses Universitaires de Limoges, 267 pages.
- EUROSTAT(1994), *Portrait of the islands*, 201 pages.
- 長谷川秀樹 (2016)「コルシカにおける海運の状況と国土連続制 (フランス・コルシカ島現地調査報告 (前篇))」日本離島センター『しま』第 246 号、pp.72-83。
- 同 (2019)「フランスの海外島嶼地域における振興施策—レユニオン・マヨットの現地調査から (後篇)」前掲書、第 259 号、pp.53-61。
- IOANNIDES, Dimitri, “Interregional Co-operation between Europe’s Island Regions: A Case Study of the GEDERI Project”, Helmut Wachowiak ed., *Tourism and Borders: Contemporary Issues, Policies and International Research*, Routledge, 2006, pp.31-46.
- 喜田智子 (2014)「EU 地域政策の実施とその評価—新規加盟国を中心に—」『EU 学会年報』34、pp.316-338。
- OLIVESI, Claude(1995), « La Corse et la construction européenne », *Annuaire des Collectivités Locales*, No.15, pp.51-65.
- PACI,Deborah(2016), “From Isolation to Connectivity? The Views of the European Union on Mediterranean and Baltic Islands in the 20th and 21th Century”, *Comparativ :Zeitschrift für Globalgeschichte und vergleichende Gesellschaftsforschung*, No.26, pp.14-28.
- SANGUIN, André-Louis(2007), « Périphéricité et ultrapériphéricité insulaires dans l’Union européenne », *Espace Politique*, No.2, (<https://journals.openedition.org/espacepolitique/857>)
- SEGUI-LLINAS, Miquel(2004), *Les Baléares :un laboratoire du tourisme en Méditerranée*, Plan Bleu-Centre d’Activités Régionales, Sophia Antipolis, 66 pages.
- 清水耕一 (2016)「EU の地域政策と地域間協力の進化」『岡山大学経済学会雑誌』47、pp.118-167。
- STOKKINK, Denis (dir.)(2018), *Les régions ultrapériphériques : Défis et perspectives*, Pour la solidarité European Think & Do Tank, 25 pages.
- VITALIEN, Christian(2002), « Les régions ultra-périphériques entre assimilation et différenciation », *Revue Française d’Administration Publique*, No.101, pp.115-126.